

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(市川税務署長)
平成22年11月5日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	升永 英俊 柳沢 知樹
被告	国
代表者法務大臣	柳田 稔
処分行政庁	市川税務署長 和田 義昭
指定代理人	荒井 秀太郎 西田 昭夫 高橋 伸夫 譜久村 意次 田中 正美 久田 治伸

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 市川税務署長が原告に対し平成20年5月30日付けでした原告の同17年4月1日から同18年3月31日までの事業年度(以下「平成18年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額183億9693万4861円、納付すべき税額43億9891万6000円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分(ただし、いずれも同20年11月26日付け更正及び賦課決定により一部取り消された後の部分)を取り消す。
- 2 市川税務署長が原告に対し平成20年5月30日付けでした原告の同18年4月1日から同19年3月31日までの事業年度(以下「平成19年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額267億1840万0821円、納付すべき税額76億3204万4500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも同20年11月26日付け更正及び賦課決定により一部取り消された後の部分)を取り消す。
- 3 市川税務署長が原告に対し平成20年5月30日付けでした原告の同17年4月1日から同18年3月31日までの課税期間(以下「本件課税期間」という。)の消費税及び地方消費税の

更正処分（ただし、納付すべき消費税額43億5061万6800円、納付すべき地方消費税額10億8765万4200円を超える部分）並びに加重算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、遊園施設の運営等の事業を行う会社である原告が、①その本社ビル等の清掃業務につきB株式会社（以下「B」という。）に対して業務委託料として支払った金額とBが上記の業務を実際に行った法人に対して支払った金額との差額並びに②事業関係者等に対して交付した原告が運営する遊園施設への入場及びその施設の利用等は無償とする優待入場券（以下「本件優待入場券」という。）の使用に係る費用は、いずれも租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に該当するなどとして、市川税務署長が、原告の平成18年3月期及び平成19年3月期に係る法人税の各更正処分及び加算税の各賦課決定処分をするとともに、本件課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分並びに加算税の賦課決定処分（以下、上記各更正処分と上記各賦課決定処分とを併せて「本件各処分」という。）を行ったのに対し、原告が、本件各処分（ただし、平成20年11月26日付け更正及び賦課決定により一部取り消されたものについては、その取消し後のもの）の取消しを求めた事案である。

1 関係法令の定め

租税特別措置法（以下「措置法」という。）61条の4第1項（平成18年3月期については平成18年法律第10号による改正前のもの。平成19年3月期については平成20年法律第23号による改正前のもの。）は、法人が各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定し、同条3項は、同条1項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」という。）のために支出するものをいう旨を規定している。

2 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることのできる事実等は、その旨付記した。その余の事実は、当事者間に争いが無い。

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和35年7月11日、千葉県b沖の海面を埋め立て、商業地及び住宅地の開発や大規模レジャー施設の建設をすること等を目的として設立された法人である。原告は、同39年9月以降、同市沖の海面埋立造成工事を行うなどし、同54年4月には、アメリカ合衆国の法人であるCとの間で、Dのライセンス、設計、建設及び運営に関する業務提携の契約を締結し、同58年4月にDを、平成13年9月にEをそれぞれ開園した。

イ 乙（以下「乙」という。）は、B、F株式会社等の会長であったほか、いわゆる右翼団体であるG会議の名誉議長などを務めており、いわゆる右翼関係者として知られている。

ウ Bは、昭和54年8月3日、本店所在地を東京都千代田区とし、不動産の所有、売買等を目的として設立された法人であり、同59年5月1日、本店所在地を千葉県浦安市に移転し、その後、平成17年7月31日に解散した。Bは、その役員に乙及び乙の親族らが就任しており、その実質的経営者は乙である。（乙10、12、14、15の1から7まで、乙16）

エ H株式会社（平成17年4月1日に商号をd株式会社に変更。以下「H」という。）は、建物の清掃及び設備の保守管理の請負等を目的とする法人であり、原告の株主であるI株式会社の100%出資子会社である。

オ J株式会社（以下「J」という。）は、ビルの管理、清掃業務等を目的として、昭和58年8月31日に設立された法人である。

カ 株式会社K（以下「K」という。）は、各種清掃業務請負やビルメンテナンス等を業とする法人であり、L証券取引所上場企業である。

(2) 本件清掃業務に係る契約等

ア 原告は、Hとの間で、原告本社ビル等についての清掃業務（以下「本件清掃業務」という。）を含むDのバックヤード施設清掃業務について、昭和58年1月4日から同59年3月31日までの間、Hに委託する旨の契約を締結し、Hはこれを履行していた。

イ 原告は、昭和58年8月31日をもって、Hとの間の前記アの契約のうち本件清掃業務に係る部分を終了させた。

ウ 原告は、Jとの間で、昭和58年9月1日付けで、同日から同59年8月31日までの間、本件清掃業務をJに委託する旨の契約を締結し、Jはこれを履行した。

エ 原告は、Bとの間で、昭和59年9月1日付けで、契約期間を同日から同60年8月31日までとして、本件清掃業務をBに委託する旨の契約を締結した。同契約は、平成17年6月に解約されるまで、毎年更新された。（乙13）

オ 昭和58年1月から平成18年3月までの間の本件清掃業務の委託先並びに原告における本件清掃業務及びそれ以外の清掃業務の担当部署は、別表1記載のとおりである。

カ J及びBは、原告から本件清掃業務を受託したものの、自ら本件清掃業務を実施することではなく、Kが、J又はB若しくはBから委託を受けたとする他の法人との間の再委託契約に基づき、乙の自宅の清掃業務と併せて、本件清掃業務を実施していた。（乙9、18から20、21の1から7まで、乙22、23の1から3まで、乙40）

キ 原告が平成18年3月期の中にBに対して本件清掃業務の業務委託料として支払った金額（税込み）は、別表2の「原告支出金額（税込み）①」欄記載のとおりであり、上記の間にBがKに対して再委託契約の業務委託料として支払った金額は、同表の「Bの外注金額（税込み）②」欄記載のとおりであり、上記各金額の差額（以下「本件業務委託料差額」という。）は、同表の「差額（税込み）（①－②）」欄記載のとおりである。（甲4、弁論の全趣旨）

(3) 本件優待入場券の交付

本件優待入場券は、原告が運営する遊園施設であるD又はE（以下併せて「本件遊園施設」という。）への入場及びその施設の利用等は無償とする原告の発行に係る入場券である。本件優待入場券には、原告の役員等が各種企業等に対して交付する入場券（以下「本件役員扱い入場券」という。）と、原告がいわゆるマスコミ関係者及びその家族に対して交付する入場券（以下「本件プレス関係入場券」という。）の2種類がある。

(4) 本件各処分等の経緯

平成18年3月期及び平成19年3月期の法人税並びに本件課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告、本件各処分、審査請求、裁決等の経緯は、別表3記載のとおりである。

3 争点

本件各処分の根拠及びその適法性について被告が主張するところは、別紙のとおりであり、本件における争点は、次のとおりである。

(1) 本件業務委託料差額は措置法61条の4の交際費等に当たるか。

(2) 本件業務委託料差額について国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項所定の隠ぺ

い又は仮装の事実が認められるか。

(3) 本件優待入場券の使用に係る費用が交際費等に当たるか。また、その金額はいくらか。

4 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (本件業務委託料差額の交際費等該当性)

(被告の主張)

ア 措置法61条の4第3項が、「交際費等」について、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するものをいう旨規定していることや、「交際費等」は、一般的に、支出の相手方及び目的に照らして、取引関係の相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために支出するものと理解されていることからすれば、当該支出が「交際費等」に該当するためには、①支出の相手方が事業に関係のある者等であること、②支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためであること、③支出の原因となる行為の形態が接待等であることの3要件を満たす必要がある。支出の目的が接待等のためであるか否かについては、当該支出の動機、金額、態様、効果等の具体的事情を総合的に判断して行うべきであると解される。

交際費等の支出の対象となる者の範囲は相当に広く、その支出の態様は直接的であると間接的であると問わないのであり、また、その支出内容は、事業に関係のある者等に対するものであれば、接待等の消費的性格を有する支出、贈与等の個人所得を形成する可能性のある支出及びこれらに類する支出のすべてに及ぶ。

イ これを前提に本件業務委託料差額が交際費等に該当するか否かをみると、原告は、形式的にはBとの間で本件清掃業務に係る契約を締結しているものの、その実態は、本件清掃業務についてはKに委託し、本件業務委託料差額については、Bに支払うように装って、その実質的経営者である乙に支払っていた。そして、乙は、いわゆる総会屋や右翼団体の幹部とされている人物であり、原告の地元対策等に多大な影響力を与えている者である。したがって、①本件業務委託料差額の支出の相手方は、原告の事業に関係のある者等であるといえる。

また、原告は、J及びBとの間の本件清掃業務に係る契約については、総務部、開発部及び技術本部に担当させており、原告において清掃業務を担当する本来の部署と異なること、本件清掃業務については、Kにおいて約8%の利益率を確保した上で、Bが約40%もの利益率を得ていること、BとKとの間に乙の関係会社を介していたことからすれば、本件清掃業務の業務委託料は極めて高額であり、本件清掃業務の対価として不自然不合理であるところ、前記のとおり、支出の相手方は、いわゆる総会屋や右翼団体の幹部とされている乙のいわゆるフロント企業であり、乙が原告の地元対策等に多大な影響力を持っている者であることなどを考え併せれば、②本件業務委託料差額を支出した目的は、乙に対して利益を供与することによって、原告の営業活動の円滑な進行や運営を図るなどのためであるといえる。

そして、前記のとおり、原告は、総会屋等とされ原告の地元対策等に多大な影響力を持つ乙に対して、役務の提供と何ら関係することなく、清掃業務委託料の名目で本件業務委託料差額を支払ったものであり、また、本件業務委託料差額の趣旨は、今後とも地元対策その他種々の便宜を受けることができるようにするための謝礼、贈答等の行為として、上記のような立場にある乙に対する利益供与であるから、③本件業務委託料差額は、支出の原因となる行為の形態が接待等に当たる。

したがって、本件業務委託料差額は、措置法61条の4第3項が規定する交際費等に当たる。

(原告の主張)

ア 原告がBに支払った業務委託料は、Hに支払っていた業務委託料をほぼそのまま引き継ぎ、その後は清掃対象の拡大と物価上昇に応じて増額された後に、減額交渉を経て減額されてきた結果の金額であるから、本件清掃業務の対価として経済的に合理的であって、本件業務委託料差額が交際費等とされる余地はない。

イ 本件各処分 of 課税対象期間内に、原告が乙の社会的な影響力をその事業の遂行、管理等に利用したという具体的な根拠はない。被告は、本件清掃業務の業務委託料の支払先が右翼関係者の関連会社であることのみに基づき、本件業務委託料差額に係る交際費課税の適法性を主張している。原告は、乙の影響力を頼む関係になかったからこそ、的屋グループの排除のために、D開園直後、警備会社に警備を委託していた。

(2) 争点(2) (本件業務委託料差額についての隠ぺい又は仮装の有無)

(被告の主張)

本件業務委託料差額の実態は、乙に対する謝礼、贈答等の趣旨で支出された同人に対する利益供与であって、措置法61条の4所定の交際費等であるにもかかわらず、原告は、これを本件清掃業務に係る業務委託料に仮装して支出していたのであるから、このことが通則法68条1項所定の隠ぺい又は仮装の行為に該当するのは明らかである。

(原告の主張)

原告は、Bの隠ぺい工作により、Bが本件清掃業務に係る委託契約における下請けの禁止条項に反して、本件清掃業務を無断でKに再委託(丸投げ)していた事実を全く認識していなかったため、Kの存在及びBからKに対して支払われた金額を知らないことはもとより、本件業務委託料差額自体を認識できるはずがなく、Kに本件清掃業務を行わせる前提の下、本件業務委託料差額を乙への利益供与とすることを隠ぺい又は仮装するために、Bに本件業務委託料を支払っていたのではないから、重加算税の賦課要件を欠いている。

(3) 争点(3) (本件優待入場券の使用に係る費用の交際費等該当性及びその額)

(被告の主張)

ア 原告は、本件遊園施設への入場及びその利用を無償とする本件優待入場券を発行しているが、本件役員扱い入場券は、原告の役員又は部長の判断で特に重要な得意先に交付していること、役員が私的に使用している事実は認められないこと、また、本件プレス関係入場券は、原告が特に選定したマスコミ関係者とその家族に対して発送した招待状を持参した者に対して交付していることから、①本件優待入場券の使用に係る費用の支出の相手方は、事業に関係のある者等であるといえる。

また、原告は、原告の特定の事業関係者に対し、本件優待入場券を無償交付していること、特にマスコミ関係者に対しては、家族共々無償で招待するとともに食事券まで交付して本件遊園施設を利用させていることが認められるところ、本件優待入場券の交付は、原告の事業と特に関係の深い者に対する謝礼の意であり、これらの者との親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るために無償交付されたものと認められ、②本件優待入場券の使用に係る費用の支出の目的は、これらの者との親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためであるといえる。そして、原告は、原告の事業関係者に対し、本来有償である入場券を前記

の目的をもって無償交付したところ、その交付は、これを受けた特定の得意先又はマスコミ関係者とその家族の歓心を買うとともに、これらの者に対するその利用による慰安のために行った接待又は贈答であるから、③本件優待入場券の使用に係る費用は、その支出の原因となる行為の形態が接待等であることに当たる。

したがって、本件優待入場券の使用に係る費用は、措置法61条の4第3項が規定する交際費等に当たる。

イ 交際費等とは、接待等のために支出するものであるから、本件優待入場券の交付に伴う交際費等の支出の時期（接待等の行為があった時）は、本件優待入場券を現に使用した時、すなわち、特定の事業関係者が本件遊園施設を利用した時となる。そうすると、本件優待入場券の使用に伴い原告が支出する交際費等の額は、本件優待入場券が使用されたことに伴い原告が支出したと認められる費用の額（原価）というべきであり、本件優待入場券の使用により支出したと認められる1人当たりの費用の額に使用された本件優待入場券の枚数を乗じた金額となる。

原告の経営する事業は、本件遊園施設に有料で入場させ、アトラクションの利用やショーの観覧などのサービスの提供を行うものであるところ、原告は、本件優待入場券による入場者（以下「本件優待入場者」という。）と有償入場券による入場者（以下「有償入場者」という。）との間に、本件遊園施設の利用に関して差異を設けることなく、一律に同様のサービスを提供している。そうすると、原告は、上記各入場者に対してサービスを提供するために、「人件費、営業資材費、エンターテイメント・ショー制作費、業務委託費、販促活動費、ロイヤルティー」等として本件遊園施設の運営に係る費用を支出しているのであるから、原告は、本件優待入場者に対しても費用を支出していることは明らかである。

そして、本件優待入場券は、原告の発行している入場券のうちの一部であることから、本件優待入場券の使用により支出される費用の額は、入場券売上げに対応する費用の額を算定することにより求めることができる。

そこで、原告の平成18年3月期及び平成19年3月期における損益計算書の売上原価に基づき、入場券売上げに対応する原価（費用）の額を算定した（別表4）上で、これを総入園者数で除して入場券1枚当たりの費用の額を算定し、本件優待入場券の利用枚数を乗じて本件優待入場券の交付に伴い原告が支出した交際費等の額を算定すると、その額は、別表5の「交際費等と認められる金額」欄のとおり、それぞれ、平成18年3月期が5987万6828円、平成19年3月期が4991万2320円となる。

（原告の主張）

ア 措置法61条の4第3項の文理上、「接待等のために支出する費用」でなければ、交際費等の定義に該当しないことは明白である。しかし、被告が本件優待入場券に係る交際費等として主張する金額は、「接待等のために支出する費用」には該当しない。

すなわち、平成18年3月期及び平成19年3月期の各事業年度の人件費、営業資材費、エンターテイメント・ショー制作費、業務委託費、販促活動費、ロイヤルティー及びその他の費目に係る「原価計上額」は、原告が本件遊園施設の運営という事業遂行のためにその全額を支出しなければならない、事業遂行上必須の費用である。原告は、本件優待入場者の存否にかかわらず、本件遊園施設の運営という事業を遂行する限りは、上記「原価計上額」の全額を支出しなければならないのであって、本件優待入場券制度を仮に廃止しても、1枚当

たり2. 1円から2. 3円の僅少な印刷費を除いて、上記「原価計上額」の一部の支出を減少させることはできない。1日当たりの最大入場可能数及び平均入場者数が、Dにあってはそれぞれ7万人及びおおむね4万人、Eにあってはそれぞれ5万人及びおおむね3万人であるという事実を前提にすると、本件遊園施設におけるアトラクションの利用、ショーの観覧等の原告の役務提供に係る原価は、1日当たり平均100人程度という本件優待入場者を排除しても、1円も減額できないことは明白である。

本件遊園施設の運営は原告の事業そのものであり、原告はこれらを接待用の施設として運営しているわけではない。また、原告は、本件有償入場者を排除することなく、あくまで余裕枠の範囲において、本件優待入場者に本件遊園施設を使用させているにすぎない。このことは、平成13年3月期から平成17年3月期にかけての本件優待入場者の割合が、総入場者の0. 2%程度にすぎず、1日当たりの平均値でみても100人程度で、本件遊園施設の1日当たりの平均入場者数（Dが約4万人、Eが約3万人）の0. 25%から0. 3%程度にすぎないという数字からも明らかである。

したがって、被告が本件優待入場券に係る交際費等として主張する金額の法的性質は、あくまで事業遂行上必須の費用の一部であり、事業の遂行それ自体のために支出された費用であるから、「本件優待入場者に対する接待等のために支出する費用」ではない。

法人税制度が立脚する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（法人税法22条4項参照）の下では、支出された費用の性質は単一的に決定されなければならない。ある費用が〇〇〇費であると同時に×××費でもあるというのでは、仕訳を起こすことすら不可能になり、会計制度自体が成り立たない。事業遂行のために不可欠なものとして支出された費用（例えば人件費）であると同時に、接待等のために支出された費用であるという被告の主張は全くの詭弁であり、破綻しているというほかない。

イ 本件各更正処分は、租税法律主義の重要な意義である「予見可能性の保障」を著しく害しており、租税法律主義の観点から、規定の文言を離れた解釈を禁止する最高裁判所平成22年3月2日第三小法廷判決・最高裁判所ホームページや最高裁判所平成21年12月3日第一小法廷判決・判例タイムズ1317号92頁が示した解釈態度に違反している。

ウ 予備的主張

仮に、「入場券売上げに対応する原価」が有償入場者と本件優待入場者とで按分された後に、本件優待入場者に対応する額だけは「事業遂行のために必須のものとして支出された費用」以外の費用になるとしても、それは広告宣伝又は販売促進のために支出された費用であり、「接待等のために支出する費用」とされるべきでない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件業務委託料差額の交際費等該当性) について

(1) 措置法61条の4第1項は、交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定し、同条3項は、交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するものをいう旨を規定している。そして、措置法通達61の4(1)－22は、措置法61条の4第3項に規定する「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係する者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意するものとしている。

上記のような同条3項の文言等に照らすと、特定の費用が同項の交際費等に当たるか否かを判断するに当たっては、個別の事案の事実関係に即し、その支出の相手方、支出の目的及び支出に係る法人の行為の形態を考慮することが必要とされるものと解される。

(2) 認定事実等

ア 前記第2の2記載の前提事実（以下「前提事実」という。）、次の各項に記載した証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) Bの株主は、乙の妻子や実兄などの乙の親族又は乙の関係者であった。また、Bの役員も、原告との間で本件清掃業務に係る業務委託契約が締結された昭和59年9月1日当時の代表取締役を乙の実兄である丙が務めるなど、乙の親族がそのほとんどを占め、それぞれ報酬を受領していた。乙及びその妻は、相談役又は顧問等として、平成10年8月から同17年7月までの7年間だけでも、それぞれ3990万円強及び2050万円の報酬を受領していた。乙は、Bの人事権を有し、そのいわゆる実印及び銀行印を保管し、業務と無関係の個人的支出をBの経費として支出させるなどしていた。（乙6の1及び2、乙9、10、14、15の1から7まで、乙16）

(イ) 原告と乙との間には、昭和48年に設立され乙が代表取締役になるなどしていたF株式会社について、同58年当時の原告の代表取締役社長であった丁（以下「丁元社長」という。）が発起人や取締役となったり、原告が同51年に出資したりしていたほか、同60年に設立され遅くとも平成7年には乙の娘婿である戊が代表取締役社長を務めるなどしていたM株式会社についても、丁元社長が遅くとも上記のころまでに取締役となったり、原告が同8年に出資したりするなどのつながりがあった。（乙6の1及び2、乙25から29まで）

(ウ) 原告は、昭和58年1月4日、原告の株主であるI株式会社の100%出資子会社であるHとの間で、本件清掃業務を含むDのバックヤード施設清掃業務を委託する旨の契約を締結していた。ところが、乙と丁元社長とが協議した結果、原告は、同年8月31日付けで、上記契約のうち本件清掃業務に係る部分を終了させ、これに伴ってその後のHとの間の契約における業務委託料を1か月当たり338万6000円減額する一方で、乙の指示によって設立され乙が実質的に経営権を有していたJとの間で、翌9月1日、業務委託料を1か月当たり381万円として本件清掃業務に係る業務委託契約を締結した。この際、Jの当時の代表取締役であったNが、かねてKの役員と面識を有していたことから、本件清掃業務の実施についてはKに再委託されることになった。しかし、約1年後には、乙の指示により本件清掃業務がJからBに移管されることとなったため、原告は、契約の相手方をJからBに変更し、同59年9月1日、Bとの間で、業務委託料を1か月当たり487万円として本件清掃業務に係る業務委託契約を締結した。Bは、同54年に設立された直後から事業を休止する状態が続いており、清掃業務の実施につき実績は全くなく、上記契約を締結するわずか4か月前に本店所在地を千葉県浦安市内に移転した上で上記契約を締結するに至ったものであり、以後約20年間にわたって上記契約は更新されたが、Bの売上げは上記契約によるもの以外にはなかった。そして、上記契約締結の事実が公になったことを契機に、平成17年6月2日、上記契約は契約期間の満了前に解約された。（乙8から14まで、16、31、32、40から46まで、49）

(エ) 本件清掃業務は、昭和61年5月1日からは、Bから戊が代表取締役となっていたO

株式会社へ委託された上でKへ再委託される形式で行われた。そして、O株式会社との間の契約の終了後は、Bから乙の関係者であり平成12年にNに代わってBの代表取締役となったYが代表取締役となっていたZ株式会社へ委託された上でKへ再委託される形式で行われていた。もっとも、O株式会社及びZ株式会社は、本件清掃業務の実施等について、Kとの間で実質的な交渉等に当たることはなかった。(乙18から20、21の1から7まで、乙22、23の1から3まで)

(オ) Bが実際に本件清掃業務を実施することはなかったにもかかわらず、Bの収益に相当する本件業務委託料差額は、原告がBに対して支払う金額のうちの約40%に上り、一方、本件清掃業務の実施によるKの利益率は、約8%程度であった。このKの利益率は、Kが他の法人から清掃業務を受託した場合におけるものとほぼ同程度か1%程度高いものであった。(乙13、40、48、50、58)

(カ) 原告内部における本件清掃業務に係る業務委託契約の担当部署は、Jとの間で契約を締結した時点からBとの間の契約が終了した時点までの間、他の清掃業務についてはd部(のちにe部)であるにもかかわらず、主として原告の総務部であった。平成17年6月3日に本件清掃業務の委託先が原告の100%出資子会社である株式会社P(以下「P」という。)に変わると、本件清掃業務の担当部署は本件清掃業務以外の清掃業務の担当部署と同じe部になった。(争いが無い。)

イ 前記ア(オ)記載のとおり、Kの本件清掃業務の実施による利益率は約8%程度であったところ、これは、Kが他の法人から清掃業務を受託した場合におけるものとほぼ同程度か1%程度高いものであったと認められることからすれば、本件清掃業務の内容に応じ業務委託料として相当とされる金額については、実際に本件清掃業務を実施していたKが支払を受けていた金額がこれに当たると推認することができる。

この点、原告は、上記認定の根拠となる聴取書(乙40)のK東京支社営業開発部長(当時)Qの申述内容は、調査報告書(乙50)の内容に照らして虚偽である旨主張しているが、聴取書(乙58)にも照らせば、Qの申述内容は、千葉営業所だけでなくK全体として利益率が8%程度であるという趣旨であると理解できること、Kの平成16年4月1日から同17年3月31日までの事業年度の決算における経常利益率が6.89%(売上高60億5226万9000円に対し経常利益4億1710万9000円。乙17の3枚目)であることからしても、合理的であって信用することができるというべきである。

(3) 前提事実及び前記(2)で認定した乙の社会的な立場、原告とJ又はBとの間で本件清掃業務に係る業務委託契約が締結される前からの原告と乙又はその関係する法人との間の関係、乙が実質的な経営者であるJ又はBとの間で本件清掃業務に係る業務委託契約が締結された当時の事情及びその後の経緯等に照らすと、原告がBとの間で本件清掃業務に係る業務委託契約の更新を繰り返して金銭の支払を行ってきたことについては、形式的には、Bとの間の本件清掃業務に係る業務委託契約に基づくものではあるが、実質的には、上記のような乙の社会的な立場を前提に、その影響力を原告の事業の遂行、管理等に利用すべく、Bを介し乙に経済的利益を提供して乙との関係を良好に保つものとしてされたもので、本件清掃業務の内容に応じ業務委託料として相当とされる金額を超える金銭の支払については、乙に対する謝礼又は贈答の趣旨でされたものと認めるのが相当である。そして、上記のような乙の立場に照らせば、乙が措置法61条の4第3項の「その他事業に関係のある者等」に当たるとは明らかというべきで

ある。

そうすると、本件業務委託料差額に相当する金銭については、上記のような支出の相手方、支出の目的及び支出に係る行為の形態に照らし、同項の交際費等に当たると認めるのが相当である。

- (4) これに対し、原告は、原告がBに支払った業務委託料は、Hに支払っていた業務委託料をほぼそのまま引き継ぎ、その後は清掃対象の拡大と物価上昇に応じて増額された後に、減額交渉を経て減額されてきた結果の金額であるから、本件清掃業務の対価として経済的に合理的であって、本件業務委託料差額が交際費等とされる余地はない旨主張している。

しかしながら、前記のとおり、実際に本件清掃業務を実施していたKは他の法人から清掃業務を受託した場合におけるものとほぼ同程度か1%程度高い約8%の利益率で本件清掃業務を受託していたところ、Bは、実際に本件清掃業務を実施することなく、原告がBに対して支払う金額のうちの約40%もの金額を収益として得ていたのであるから、原告がBに対して支払っていた金額が、本件清掃業務の対価として不合理な金額であったことは明らかというべきである。

原告は、Bに対する業務委託料はHに対する業務委託料とほぼ同じであると主張するが、Hが実施していた本件清掃業務の清掃仕様とKの清掃仕様が同じであるかは明らかではないのであるから、Hに対する業務委託料と金額だけを単純に比較することはできない。また、Hは、原告の大株主であるI株式会社の100%出資子会社であることからすれば、Hに対する業務委託料自体が第三者との間の取引におけるような純粋な経済的合理性に基づいて決められた金額であったとも言い切れない。

また、原告は、Bに対する業務委託料が経済的に合理的である根拠として、3社の清掃請負業者の作成に係る見積書及びその従業員の陳述書（甲19の1及び2、甲20の1及び2、甲21の1及び2）を提出している。しかしながら、証拠（甲22）及び弁論の全趣旨によれば、上記見積書の作成経緯については、原告とBとの間の本件清掃業務に係る業務委託契約が平成17年6月に終了した後にその業務を受託したPが、本件訴訟に関連して上記3社に対して見積りを依頼したものであること、Pは、上記のとおりBに代わり本件清掃業務を受託した際に、Bから本件清掃業務の仕様に関する情報を入手することができず、原告の本件清掃業務の所管部署の従業員に依頼して清掃仕様書等を参照したが、それらの資料は、具体的な清掃の時間帯や清掃場所等（床材、用途、面積等）の指定があいまいなもので、これらのみでは本件清掃業務の内容を確定することができず、価格を算出することもできなかったこと、そこで、Pにおいては、上記の原告の従業員がBから本件清掃業務に係る業務委託契約が終了する前に本件清掃業務の概要につき聴取していたところに基づいて、Bとの間の業務委託契約に係る清掃仕様を再現し、これを前提として、上記の見積りを依頼したことが認められ、上記の見積りが前提としている清掃仕様が、実際にKが実施していた本件清掃業務のそれを正確に再現したものであるとは直ちに認め難く、上記の証拠をもって、前記(2)イのように推認することを妨げるものとはいえない。

- (5) 原告は、乙の社会的な影響力をその事業の遂行、管理等に利用したという具体的な根拠がなく、被告は本件業務委託料の支払先が右翼関連会社であることのみに基づいて課税している旨主張している。

しかしながら、前記認定のとおり、乙の社会的な影響力を原告の事業の遂行、管理等に利用

しようという意図なくして、原告が実績のあるHから全く実績も能力もないJやBに業務委託先を切り替えることは常識的に考えられず、本件業務委託料差額は、原告が乙の社会的な影響力を期待して、Bを介し乙に経済的利益を提供して乙との関係を良好に保つために支出されたものと認められるから、交際費等に該当するといえるのである。それ以上に、原告が具体的に乙のどのような影響力を利用しようとしたのか、どのような便宜を乙から受けたかが明らかである必要はないし、ありとあらゆる者に対して乙がその影響力を及ぼすことを期待できる訳ではないのであるから、的屋グループの排除のために、原告が警備会社に警備を委託していたからといって、原告が乙の社会的な影響力を頼む関係にはなかったということにはならない。したがって、この点の原告の主張は失当である。

2 争点(2) (本件業務委託料差額の隠ぺい又は仮装の有無) について

(1) 前記1によれば、原告は、Bに対し、本件清掃業務に係る業務委託契約に基づく業務委託料を支払うように装って、乙に対する利益供与の趣旨で本件業務委託費差額を乙に支払っていたと認められるから、このことは、通則法68条1項所定の隠ぺい又は仮装の行為に該当するというべきである。

(2) 原告は、BがKに本件清掃業務を丸投げすることを認識していなかったから、通則法68条1項所定の隠ぺい又は仮装の行為があったとはいえない旨主張し、株式会社Rの常務取締役であるaの陳述書(甲26)の中にはこれに沿う記載がある。

しかしながら、証拠(乙31、32)によれば、原告が本件清掃業務について、Jと契約した昭和58年当時及びBと契約を締結した同59年当時の役員は、代表取締役である丁元社長を含め、いずれもJ及びBが乙の関係会社であることを承知しており、そのうち平成17年当時の役員であるS会長とT常務もBが乙の関係会社であることを知っていたことが認められる。また、前提事実及び前記1(2)の認定事実によれば、原告は、昭和58年9月1日、本件清掃業務の委託先を実績のあるHから、その前日に設立されたばかりのJに切り替え、さらに、同59年9月1日、休眠会社で清掃業務の営業実績もなく、原告との契約締結直前に東京都千代田区から浦安市に本店所在地を移転させたBに切り替えたこと、Jへの切り替えについての稟議書(甲16の3)及びBへの切り替えについての稟議書(甲16の5)のいずれにも、両社の業務実績等に関する資料が添付されていないことに照らすと、原告は、両社自体は本件清掃業務を行うことができず、実際に清掃業務を行う能力を持つ会社に丸投げしない限り、本件清掃業務を履行することができないことを認識していたものと認められるのであって、甲26の上記記載は信用することができない。

また、原告は、Kへの再委託を認識していなかった理由として、Kの従業員がBの社員を名乗っていたことや、本件清掃業務に関する原告に対する見積書や示談書がB名義であったことなどを挙げ、BがKへの本件清掃業務の委託を隠ぺいしていた旨主張している。しかしながら、下請会社の従業員が元請会社の従業員であると名乗って仕事をすることは通常見られる取引慣行であるし、見積書等がB名義であるのは、本件清掃業務の委託先がBであることから当然のことであって、これらのことから、BがKの存在を殊更隠ぺいしていたということとはできない。

以上のことに加え、J及びBへの本件清掃業務の委託が昭和58年9月1日から平成17年6月2日まで約22年間もの長期間にわたっていたこと、証拠(乙34から39まで)によれば、乙や乙の長男は原告の運営する「f」という会員数が限定され入会に当たり資格審査が行

われる会員制クラブの会員となっており、原告と乙との間に密接な関係が認められること、原告が、本件清掃業務の業務委託契約に係る事務を、J及びBと契約していた期間に限って、他の清掃業務を担当する部署とは異なる部署である総務部等に担当させていたことなどの事実からすれば、原告は、J及びBが本件清掃業務をKへ再委託（丸投げ）していたことを認識していたと推認することができるというべきである。

したがって、この点の原告の主張は採用することができない。

3 争点(3)（本件優待入場券の使用に係る費用の交際費等該当性及びその額）について

(1) 本件優待入場券の使用に係る費用の交際費等該当性

ア 前記前提となる事実（第2の2(3)参照）、証拠（甲6の1及び3、乙51から57まで）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件役員扱い入場券については、原告の役員等において重要な取引先と判断した企業に対して交付し、本件プレス関係入場券については、全国紙の役員等の原告が特に選定したいいわゆるマスコミ関係者及びその家族に対して交付していたこと、これらを使用する者は、原告が運営する本件遊園施設に無償で入場してその施設の利用等を行うことができること、本件遊園施設は、その入場及び施設の利用等に係る有償入場券の売価は、1枚当たり5000円前後であったことが認められる。

そして、証拠（甲6の1）及び弁論の全趣旨によれば、原告においては、1日当たりの最大入場可能数及び平均入場者数が、Dにあってはそれぞれ7万人及びおおむね4万人、Eにあってはそれぞれ5万人及びおおむね3万人であることを前提に、本件優待入場券を発行し、本件優待入場者に対して有償入場者に対するのと同等の役務を提供することとして、施設の運営に当たっていたことが認められるところ、このような事実関係の下においては、本件優待入場券が現に使用されて遊園施設への入場等がされたときに、本件優待入場者に対し、原告の提供する役務に係る原価のうち本件優待入場者に対応する分につき費用の支出があったものと認めるのが相当である。

そうすると、原告が本件優待入場券を発行してこれを使用させていたことについては、原告の遂行する事業に関係のある企業及びマスコミ関係者等の特定の者に対し、その歓心を買って関係を良好なものとし原告の事業を円滑に遂行すべく、接待又は供応の趣旨でされたと認めるのが相当であり、これを使用して入場等をした者に対して役務を提供するに当たり原告が支出した上記の費用については、上記のような支出の相手方、支出の目的及び支出に係る行為の形態に照らし、措置法61条の4第3項の交際費等に当たると認めるのが相当である。

イ これに対し、原告は、本件優待入場券の発行等に伴って生ずる費用はその製作、印刷費用のみである等と主張し、これに沿う証拠（甲6の1から3まで）を提出する。しかしながら、既に述べた事実関係の下におけるように、例えば1日といった単位となる期間においてその対象となる者が相当の多数にわたりあらかじめその数を確定することが困難であることを踏まえ、一定の見込みを立て、それらの者に対して包括して特定の役務を提供することを事業とする法人が、当該役務を現に提供し、かつ、当該役務の提供を無償で受ける者がこれを有償で受ける者と別異の取扱いをされていない場合、当該役務の提供に要した費用は、当該役務の提供を受けた者との関係においては、これを無償で受けた者を含め、対象となった者全員に対する当該役務の提供のために支出されたとみるのが相当である。このことを基礎に、当該役務の提供に要した費用のうちこれを無償で受けた者に対応する分につきその全部

又は一部が交際費等に当たるか否かを論ずることは、法人のする特定の行為について一定の政策的見地から法人税の課税の基礎となる所得の金額の計算に当たりそのために支出した費用の額を損金の額に算入しないものとすることによって抑制しようとする措置法61条の4の規定の趣旨と矛盾するものではない。これとは異なる前提に立つ原告の主張、U・V大学名誉教授の鑑定意見、W・X大学教授の鑑定意見等は、いずれも採用することができない。

ウ 原告は、本件優待入場券に係る交際費課税は、措置法61条の4第3項の「接待等のために支出する費用」という文言の通常用法に照らして不可能な解釈であり、予測可能性の保障を著しく害する旨主張している。

しかしながら、交際費等に関する課税の趣旨や裁判例に照らし、措置法61条の4第3項の「接待等のために支出する費用」という文言の解釈として前記のとおり解釈をすることは、その文言の通常用法から何ら乖離したものではなく、本件優待入場券に係る交際費課税をすることは十分に予測可能であって、これが予測可能性の保障を著しく害するということはできない。よって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、昭和58年4月のD開園以来導入されてきた本件優待入場券がその後幾度の税務調査にもかかわらず問題視されてこなかったことを根拠に、予測可能性を欠くから、過少申告加算税を免れるべき正当な理由がある旨主張する。

しかしながら、処分行政庁が過去の税務調査において本件優待入場券の使用に係る費用相当額について問題視して指摘しなかったとしても、そのことから直ちに処分行政庁が本件優待入場券の使用に係る費用相当額が交際費等に該当しないと認めてきたとはいえず、また、その旨の公的見解を表示したということもできないから、そのことを理由として予測可能性を欠き、過少申告加算税を免れるべき正当な理由があるということとはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

エ 原告は、本件優待入場券の使用と全く関連付けられていないロイヤルティーまでもが本件優待券による入場者の「接待等のために支出された費用」となるという解釈は、措置法61条の4第3項の文言からは予測できない旨主張し、先例として国税不服審判所の平成3年7月30日付け裁決（甲13）を挙げている。

しかしながら、本件優待入場者は、有償入場者と別異の取扱いをされることなく、原告の役務の提供を受けることができる場所、原告は、C社に対してロイヤルティーを支払うことによって初めてその遊園施設を運営することができるものと推認されることからすれば、ロイヤルティーの金額が有償入場券の売上げを基に計算されるとしても、それは、原告の運営する遊園施設に入場等をした者全員に対する役務の提供につき必要となる費用であり、当該役務に係る原価を構成するものと評価し得るから、「接待等のために支出された費用」に当たると認めるのが相当であって、また、この解釈が合理的に予測できないものとはいえない。原告が先例として挙げる上記裁決の事案は、ロイヤルティーを支払った相手方との関係でそれが交際費等に該当するのかが問題となった事案であり、本件とは事案を異にするから、本件の先例とはならない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 予備的主張（本件優待入場券の使用に係る費用が広告宣伝費又は販売促進費に当たるか）について

ア 原告は、本件プレス関係入場券は広告効果の高い新聞、テレビ、雑誌等に所属するマスコ

ミ関係者に対して、本件遊園施設のアトラクションやイベントを実際に体験させて、将来の取材や報道を促すという広告宣伝目的で交付されたものであり、本件プレス関係入場券の交付及び使用に係る費用は広告宣伝費に該当する旨主張している。

しかしながら、広告宣伝費とは不特定多数に対する宣伝的効果を意図する費用をいうところ、本件プレス関係入場券は、相当網羅的であるとはいえ、新聞、テレビ、雑誌等に所属するマスコミ関係者に限定して交付されたものであるから、その支給対象が不特定多数であるということとはできない。そして、原告は、本件プレス関係入場券を交付したマスコミ関係者に将来の取材や報道を促すという広告宣伝目的であると主張しているが、本件プレス関係入場券を交付する者に対する招待状である「プレスファミリーデーのご案内」と題する書面(乙54)には、「日頃お世話になっております報道関係の皆さまに感謝の意を込めまして、プレスファミリーデーを開催させていただきます。」などと記載されているだけで、将来の取材や報道の依頼をする文言は何ら記載されていない。また、上記招待状の送付先が記載されたリスト(乙57)によれば、その送付先には、将来の取材や報道との結び付きが考えにくい部署や役員、管理職等、例えば、政治部、証券部、総務部、経営企画室、社史刊行委員会事務局等の部署や、顧問、相談役、論説委員、秘書室次長、人事・総務本部委員、法務室長、コンプライアンス統括室専任室長、アナウンス室専任部長、技術局技術業務部電波担当部長等の役員や管理職も多数含まれていることが認められる。さらに、証拠(乙55、56)によれば、原告は、本件プレス関係入場券により入場等をする者に対し、食事券を交付することとしているところ、その食事券の使用に係る費用を交際費等として処理している。これらのことからすれば、本件プレス関係入場券を交付した目的は、広告宣伝を目的としたものとはいえず、マスコミ関係者やその家族の歓心を買うことを目的としたものと認められるのであって、広告宣伝費には該当せず、交際費等に該当するというべきである。

イ 原告は、本件役員扱い入場券について、本件遊園施設内での商品販売や飲食販売の促進を目的として交付したものである旨主張し、原告の「ビジネスガイドライン」(甲15)では、優待券の発行目的として、販売促進活動、広報活動や業務関連視察などに限定され、取引先への手土産や御礼等の目的で使用することは禁止されていること、優待券発行依頼書(乙51)に「会長・社長販促用として」と記載されていることを根拠として挙げ、また、大阪地判平成4年1月22日判例タイムズ803号167頁を先例として挙げている。

しかしながら、上記ビジネスガイドラインにおいても、優待券発行の目的として、「その他企業活動上必要であると会社が認めた場合」も挙げられており、また、優待パスポート使用台帳(乙53)によれば、本件役員扱い入場券は、原告の重要な取引先に対し交付されていると認められること、既に人気も定評もあり多数の一般来場者のある本件遊園施設について役員が取引先に対し無償の入場券を交付してまで、本件遊園施設における商品販売や飲食販売の促進を図る合理的理由は認められないことなどからすれば、本件役員扱い入場券は、関係企業に対する接待又は供応の趣旨で交付されたものと認めるのが相当である。なお、原告が引用する前記大阪地裁判決の事案は、機械製造業者が米国の自社製品ユーザーに対する商品知識の普及等を目的とした工場見学のために支出した費用が販売促進費とされたものであって、本件とは明らかに事案を異にするから、本件の先例とはならないというべきである。

(3) 本件優待入場券費用相当額(交際費等の額)の算定

本件優待入場券の交付に伴い原告が支出する交際費等の額は、本件優待入場券が使用されたことに伴い原告が支出したと認められる費用の額（原価）であり、本件優待入場券が使用されたときに支出される1人当たりの費用の額に使用された本件優待入場券の利用枚数を乗じた金額となるというべきである。そして、本件優待入場券は、原告が発行している入場券のうちの一部であるから、本件優待入場券が使用されたときに支出される費用の額は、入場券売上げに対応する費用の額を算定することにより求めることができる。

平成18年3月期及び平成19年3月期の入場券売上げに対応する費用の額は、別表4のとおりであり（争いがない。）、これを総入場者数で除して入場券1枚当たりの費用の額を算定し、本件優待入場券の利用枚数を乗じて本件優待入場券の交付に伴い原告が支出した交際費の額を算定すると（これらの数値及び計算については争いがない。）、別表5のとおり、平成18年3月期が5987万6828円、平成19年3月期が4991万2320円であると認められる。

4 本件各処分 of 適法性

以上に述べたことからすれば、本件各処分の根拠及び適法性については、別紙において被告が主張するとおり認めることができる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 波多江 真史

裁判官 財賀 理行

別表1 本件清掃業務に係る原告の担当部署

契約期間	委託契約先	本件清掃業務	左記以外の清掃業務
		担当部署	
昭和58年1月～昭和58年8月	H	d 部	
昭和58年9月～昭和59年8月	J	総務部	d 部
昭和59年9月～平成11年6月	B	総務部	d 部
平成11年7月～平成13年8月	B	総務部	e 部
平成13年9月～平成15年8月	B	開発部	e 部
平成15年9月～平成17年6月2日	B	技術本部	e 部
平成17年6月3日～平成18年3月31日	P	e 部	

別表2 本件業務委託料差額

平成18年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成17年4月28日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成17年5月31日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成17年12月8日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成17年12月8日	630,000	371,070	258,930
合計	28,980,000	17,069,220	11,910,780

別表 3

(1) 平成18年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成18年6月30日	18,396,934,861	4,398,916,000	-	-
更正決定	平成20年5月30日	18,468,396,251	4,420,354,600	1,797,000	1,207,500
審査請求	平成20年7月31日	18,396,934,861	4,398,916,000	0	0
再更正決定	平成20年11月26日	18,468,340,239	4,420,337,800	1,796,000	1,207,500
審査裁決	平成21年6月19日	棄却			

(2) 平成19年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税
確定申告	平成19年6月29日	26,718,400,821	7,632,044,500	-
更正決定	平成20年5月30日	26,762,849,773	7,645,379,200	1,333,000
審査請求	平成20年7月31日	26,718,400,821	7,632,044,500	0
再更正決定	平成20年11月26日	26,762,829,241	7,645,373,200	1,332,000
審査裁決	平成21年6月19日	棄却		

(3) 本件課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

項目	区分					審査裁決
	確定申告	修正申告	更正決定	異議申立て	みなす審査請求	
年月日	平成18年5月31日	平成18年6月9日	平成20年5月30日	平成20年7月31日	平成20年10月16日	平成21年6月19日
課税標準額	271,056,622,000	270,933,509,000	270,933,509,000	270,933,509,000	左記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行	棄却
消費税額	10,842,264,880	10,837,340,360	10,837,340,360	10,837,340,360		
控除税額	6,483,030,610	6,486,723,495	6,486,417,711	6,486,723,495		
納付すべき消費税額	4,359,234,200	4,350,616,800	4,350,922,600	4,350,616,800		
中間納付税額	3,668,323,400	3,659,706,000	3,659,706,000	3,659,706,000		
納付税額	690,910,800	690,910,800	691,216,600	690,910,800		
譲渡割額	1,089,808,500	1,087,654,200	1,087,730,600	1,087,654,200		
中間納付譲渡割額	917,080,400	914,926,000	914,926,000	914,926,000		
納付譲渡割額	172,728,100	172,728,200	172,804,600	172,728,200		
重加算税	-	-	133,000	0		

別表4 入場券売上に対応する原価

平成18年3月期

(単価：円)

		原価計上額	入場券売上に対応する原価
商品売上原価		41,915,684,407	—
飲食売上原価		21,367,857,092	—
人件費		43,562,646,514	16,565,547,018
その他の 営業費	営業資材費	10,976,174,748	4,297,191,652
	施設更新関連費	12,794,282,482	—
	エンターテイメント・ショー制作費	14,487,965,745	14,451,499,499
	業務委託費	8,658,254,079	3,463,634,006
	販促活動費	8,523,562,639	188,929,536
	ロイヤルティー	18,467,300,507	9,871,740,619
	租税公課	5,275,467,108	—
	減価償却費	37,887,603,382	—
その他		10,260,700,500	4,135,821,489
合計		234,177,499,203	52,974,363,819

平成19年3月期

(単価：円)

		原価計上額	左のうち、入場券売上に対応する原価
商品売上原価		43,901,974,346	—
飲食売上原価		21,988,359,216	—
人件費		44,544,865,230	15,936,029,919
その他の 営業費	営業資材費	10,873,553,130	4,063,206,014
	施設更新関連費	14,210,810,191	—
	エンターテイメント・ショー制作費	13,008,642,438	12,977,112,052
	業務委託費	10,363,771,696	3,902,299,498
	販促活動費	8,410,306,581	211,345,192
	ロイヤルティー	19,492,235,830	10,577,968,895
	租税公課	4,902,287,655	—
	減価償却費	38,256,832,928	—
その他		10,976,448,932	4,238,760,382
合計		240,930,088,173	51,906,721,952

別表5 優待入場券原価算出表

事業年度	対象金額合計額 ①	総入園者数 ②	入場券一枚当たり の費用の額③ (①÷②)	本件優待入場 券利用枚数 ④	交際費等と認められる金額 (③×④)
	円	人	円	枚	円
平成18年3月期	52,974,363,819	24,766,316	2,138	28,006	59,876,828
平成19年3月期	51,906,721,952	25,815,986	2,010	24,832	49,912,320

別表6 交際費等の額

別表6-1 業務委託費に係る損金不算入額

(単価：円)

原告の計上年月日	原告の支出年月日	原告の業務委託費の額			Bの外注額			差額(税込) ①-②
		税抜対価の額	消費税等	①合計	税抜対価の額	消費税等	②合計	
平成17年3月31日	平成17年4月28日	9,000,000	450,000	9,450,000	5,301,000	265,050	5,566,050	3,883,950
平成17年4月30日	平成17年5月31日	9,000,000	450,000	9,450,000	5,301,000	265,050	5,566,050	3,883,950
平成17年12月1日	平成17年12月8日	9,000,000	450,000	9,450,000	5,301,000	265,050	5,566,050	3,883,950
平成17年12月1日	平成17年12月8日	600,000	30,000	630,000	353,400	17,670	371,070	258,930
合計		27,600,000	1,380,000	28,980,000	16,256,400	812,820	17,069,220	11,910,780

別表6-2 業務委託費に係る交際費等の損金算入額

(単位：円)

原告の計上年月日	原告の支出年月日	①原告の業務委託費の額 (税抜き)	②Bの外注額 (税抜き)	消費税等の差額 (①-②) × 5%
平成17年3月31日	平成17年4月28日	対象外		
平成17年4月30日	平成17年5月31日	9,000,000	5,301,000	184,950
平成17年12月1日	平成17年12月8日	9,000,000	5,301,000	184,950
平成17年12月1日	平成17年12月8日	600,000	353,400	12,330
合計		18,600,000	10,955,400	382,230

別表6-3 課税仕入れに該当しない額

(単位：円)

原告の計上年月日	原告の支出年月日	原告の業務委託費の額			Bの外注額			差額(税込) ①-②
		税抜対価の額	消費税等	①合計	税抜対価の額	消費税等	②合計	
平成17年3月31日	平成17年4月28日	対象外						
平成17年4月30日	平成17年5月31日	9,000,000	450,000	9,450,000	5,301,000	265,050	5,566,050	3,883,950
平成17年12月1日	平成17年12月8日	9,000,000	450,000	9,450,000	5,301,000	265,050	5,566,050	3,883,950
平成17年12月1日	平成17年12月8日	600,000	30,000	630,000	353,400	17,670	371,070	258,930
合計		18,600,000	930,000	19,530,000	10,955,400	547,770	11,503,170	8,026,830

被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性

1 法人税に係る各更正処分（以下「本件法人税各更正処分」という。）及び加算税の各賦課決定処分（以下「本件法人税各賦課決定処分」という。）の根拠及び適法性

(1) 本件法人税各更正処分の根拠

ア 平成18年3月期

(ア) 所得金額 184億6834万0239円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算し、cの金額を控除した金額である。

a 申告所得金額 183億9693万4861円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して平成18年6月30日に提出した平成18年3月期の法人税の確定申告書（以下「平成18年3月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

b 交際費等の損金不算入額 7178万7608円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 業務委託費に係る損金不算入額 1191万0780円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに業務を委託したとして平成18年3月期に同社に対して支出した本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額の合計額2898万円のうち、Bが本件清掃業務を実際に実施していたKに対して支出した本件清掃業務の税抜対価及び消費税等の合計額1706万9220円を超える金額である（別表6-1）。当該金額は、Bの実質的なオーナーである乙に対する利益供与の額を業務委託費の額に仮装して支出されたものであるから、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。

(b) 優待入場券に係る損金不算入額 5987万6828円

上記金額は、原告が事業関連者等に贈答した、本件優待入場券に係る原価に相当する金額であり（別表5）、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金算入額 38万2230円

上記金額は、原告が平成18年3月期にBに対して支出した本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額の合計額2898万円のうち、平成18年3月期に業務委託費として計上した1860万円（税抜き）と、BがKに対して支出した本件清掃業務の税抜対価及び消費税等の合計額1706万9220円のうち、原価の額とした1095万5400円（税抜き）との差額764万4600円に係る消費税等の額（別表6-2）であり、乙に対する利益供与の額に該当するから、交際費等として損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 55億4050万2000円

上記金額は、前記(ア)の所得金額（通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。）に法人税法66条（平成18年法律第10号による改正前のもの。）に定める税率（ただし、平成18年法律第8号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）16条1項を適用した後のもの。）を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額 1億2966万2624円

上記金額は、措置法42条の11（平成18年法律第10号による改正前のもの。）の規定により同条に規定する所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成18年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税額等 9億9050万1574円

上記金額は、法人税法68条（平成18年法律第10号による改正前のもの。）の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成18年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(オ) 納付すべき税額 44億2033万7800円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)及び前記(エ)の金額を差し引いた金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。）である。

(カ) 既に納付の確定した本税額 43億9891万6000円

上記金額は、平成18年3月期法人税確定申告書の提出により納付の確定した法人税額である。

(キ) 差引納付すべき税額 2142万1800円

上記金額は、前記(オ)の金額から前記(カ)の金額を差し引いた金額である。

イ 平成19年3月期

(ア) 所得金額 267億6282万9241円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算し、cの金額を控除した金額である。

a 申告所得金額 267億1840万0821円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して平成19年6月29日に提出した平成19年3月期の法人税の確定申告書（以下「平成19年3月期法人税確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

b 交際費等の損金不算入額 4991万2320円

上記金額は、原告が事業関連者等に贈答した、本件優待入場券に係る原価に相当する金額であり（別表5）、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。

c 事業税の損金算入額 548万3900円

上記金額は、平成18年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の22（平成18年法律第7号による改正前のもの。）に規定する標準税率を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 80億2884万8700円

上記金額は、前記(ア)の所得金額に法人税法66条（平成19年法律第6号による改正前のもの。）に定める税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額 1億0911万4906円

上記金額は、措置法42条の11（平成19年法律第6号による改正前のもの。）の規定により同条に規定する所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成19年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税額等 2億7436万0518円

上記金額は、法人税法68条の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成19年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(オ) 納付すべき税額 76億4537万3200円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)及び前記(エ)の金額を差し引いた金額である。

(カ) 既に納付の確定した本税額 76億3204万4500円

上記金額は、平成19年3月期法人税確定申告書の提出により納付の確定した法人税額である。

(キ) 差引納付すべき税額 1332万8700円

上記金額は、前記(オ)の金額から前記(カ)の金額を差し引いた金額である。

(2) 本件法人税各更正処分の適法性

ア 被告が、本訴において主張する原告の平成18年3月期及び平成19年3月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、前記(1)で述べたとおり、それぞれ次のとおりである。

(ア) 所得金額

平成18年3月期 184億6834万0239円

平成19年3月期 267億6282万9241円

(イ) 納付すべき税額

平成18年3月期 44億2033万7800円

平成19年3月期 76億4537万3200円

イ 原告の平成18年3月期及び平成19年3月期の法人税に係る各更正処分における所得金額及び納付すべき税額は、それぞれ次のとおりである(別表3の(1)及び(2)の各「再更正決定」欄参照)。

(ア) 所得金額

平成18年3月期 184億6834万0239円

平成19年3月期 267億6282万9241円

(イ) 納付すべき税額

平成18年3月期 44億2033万7800円

平成19年3月期 76億4537万3200円

ウ 被告が、本訴において主張する原告の平成18年3月期及び平成19年3月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、前記アのとおりであり、前記イで述べた各金額と同額であるから、本件法人税各更正処分はいずれも適法である。

(3) 本件法人税各賦課決定処分の根拠

前記(2)のとおり、本件法人税各更正処分はいずれも適法であるところ、本件法人税各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件法人税各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項にいう正当な理由があるとは認められない。

したがって、原告の平成18年3月期及び平成19年3月期の法人税に係る重加算税及び過少申告加算税の各金額は次のとおりとなる。

ア 平成18年3月期

(ア) 重加算税の額 120万7500円

原告は、前記(1)ア(ア)b(a)のとおり、平成18年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成18年3月期法人税確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の

額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成18年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額345万8700円を基礎として、通則法68条1項を適用し、345万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額120万7500円となる。

(イ) 過少申告加算税の額 179万6000円

平成18年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成18年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額2142万1800円から、前記(ア)のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額345万8700円を控除した1796万3100円を基礎として、通則法65条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの。）の規定を適用し、1796万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額179万6000円となる。

イ 平成19年3月期

平成19年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成19年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額1332万8700円を基礎として、通則法65条1項の規定を適用し、1332万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額133万2000円となる。

(4) 本件法人税各賦課決定処分の適法性

本訴において、被告が主張する原告の平成18年3月期及び平成19年3月期の法人税の重加算税及び過少申告加算税の各金額は、前記(3)で述べたとおりであり、本件法人税各賦課決定処分における重加算税及び過少申告加算税の各金額（別表3の(1)及び(2)の各「再更正処分」欄参照）は、これと同額であるから、本件法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

2 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る更正処分（以下「本件消費税等更正処分」という。）及び加算税の賦課決定処分（以下「本件消費税等賦課決定処分」という。）の根拠及び適法性

(1) 本件消費税等更正処分の根拠

ア 課税標準額 2709億3350万9000円

上記金額は、原告が平成18年6月9日に処分行政庁に提出した本件課税期間の消費税等の修正申告書（以下「本件消費税等修正申告書」という。）の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 108億3734万0360円

上記金額は、前記アの金額に、税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した金額であり、本件消費税等修正申告書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額 64億8641万7711円

上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した金額で、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 63億6612万5776円

上記金額は、次の a の金額から b の金額を差し引いた金額 1 6 7 1 億 1 0 8 0 万 1 6 4 3 円 (課税仕入れに係る支払対価の額) に 1 0 5 分の 4 を乗じて算出した金額である。

a 本件消費税等修正申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額

1 6 7 1 億 1 8 8 2 万 8 4 7 3 円

上記金額は、本件消費税等修正申告書の付表 2 の「課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)」欄に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額

8 0 2 万 6 8 3 0 円

上記金額は、原告が本件課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、前記 1 (1) ア(ア) c において述べた業務委託費に仮装された金額 7 6 4 万 4 6 0 0 円及び当該金額に係る消費税等の額 3 8 万 2 2 3 0 円の合計額 (別表 6-3) であり、消費税法 3 0 条 1 項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

(イ) 課税貨物に係る消費税額

1 億 2 0 2 9 万 1 9 3 5 円

上記金額は、本件課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額であり、本件消費税修正申告書の付表 2 の「課税貨物に係る消費税額」欄に記載された金額と同額である。

エ 差引税額

4 3 億 5 0 9 2 万 2 6 0 0 円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額 (通則法 1 1 9 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。) である。

オ 既に納付の確定した消費税額

4 3 億 5 0 6 1 万 6 8 0 0 円

上記金額は、本件消費税等修正申告書に記載された差引税額である。

カ 差引納付すべき消費税額

3 0 万 5 8 0 0 円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額であり、本件消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

キ 地方消費税の課税標準額

4 3 億 5 0 9 2 万 2 6 0 0 円

上記金額は、地方税法 7 2 条の 7 7 第 2 号及び 7 2 条の 8 2 の規定に基づき、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額である。

ク 譲渡割額

1 0 億 8 7 7 3 万 0 6 0 0 円

上記金額は、地方税法 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、前記キの金額に税率 1 0 0 分の 2 5 を乗じて算出した金額 (地方税法 2 0 条の 4 の 2 第 3 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。) である。

ケ 既確定譲渡割額

1 0 億 8 7 6 5 万 4 2 0 0 円

上記金額は、本件消費税等修正申告書に記載された譲渡割額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額

7 万 6 4 0 0 円

上記金額は、前記ク of 金額から前記ケの金額を控除した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の額

3 8 万 2 2 0 0 円

上記金額は、前記カ of 金額と前記コ of 金額の合計金額であり、本件消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

(2) 更正処分の適法性

本訴において、被告が主張する原告の本件課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、前記 (1) で述べたとおり、2 7 0 9 億 3 3 5 0 万 9 0 0 0 円 (前記 (1) ア) 及び 5 4 億 3 8

65万3200円（前記(1)エ及びクの合計金額）であり、本件消費税等更正処分における課税標準額及び納付すべき税額は、それと同額であるから、本件消費税等更正処分は適法である。

(3) 本件消費税等賦課決定処分の根拠

前記(2)のとおり、本件消費税等更正処分は適法であるところ、本件消費税等更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件消費税等更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項にいう正当な理由があるとは認められない。

原告は、前記(1)ウ(ア) bのとおり、本件課税期間の消費税等の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき本件消費税等修正申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、原告の本件課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、上記更正処分に基づき新たに納付すべき税額38万2200円を基礎として、通則法68条1項の規定を適用し、38万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対して100分の35の割合を乗じて算出した金額13万3000円となる。

(4) 本件消費税等賦課決定処分の適法性

本訴において、被告が主張する原告の本件課税期間の消費税等の重加算税の額は、前記(3)で述べたとおりであり、本件消費税等賦課決定処分における重加算税の額（別表3の(3)の「更正決定」欄参照）は、これと同額であるから、本件消費税等賦課決定処分は適法である。